



東自貨第 148 号

許 可 書

株式会社 ティーケーシー
代表取締役 高橋 光一 殿

平成31年3月27日付け申請の一般貨物自動車運送事業
(貨物利用運送事業を含む)は、下記のとおり許可する。

記

条 件

- 1 一般貨物自動車運送事業の運輸開始は、許可の日から1年以内に行うこと。
- 2 運輸開始までに社会保険等加入義務者が健康保険、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入すること。
- 3 運輸開始前までに運行管理者及び整備管理者の選任届（整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内）を提出すること。

令和元年8月6日

東北運輸局長

吉田 耕一郎





許可番号00402197801

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県亶理郡亶理町逢隈中泉字大原47番地1
 氏 名 株式会社ティーケーシー
 代表取締役 高橋 光一

[法人にあつては、名称
 及び代表者の氏名]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 平成29年10月16日
 許可の有効年月日 平成34年10月15日

- 1 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
 廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類 以上7種類
 （これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類，金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは，自動車等破砕物を除く。以下余白）
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は，その旨を含む。），積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 3 許可の条件
 なし
- 4 許可の更新又は変更の状況
 平成29年10月16日許可
- 5 積替え許可の有無 有 ・ 無
- 6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県亙理郡亙理町逢隈中泉大原47番地1

氏 名 株式会社ティーケーシー
代表取締役 高橋光一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

平成29年12月18日
平成34年12月17日

1 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）
(2) ①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑦がれき類
（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上7種類

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成29年12月18日

- 5 積替え許可の有無 有・無

- 6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無



宮運輸旅第124号

許 可 書

株式会社 ティーケーシー
代表取締役 高橋 光一 殿

平成28年2月17日付けで申請のあった自家用自動車の有償貸渡しは、別紙の条件を付し許可する。

平成28年3月8日

東北運輸局宮城運輸支局長 千葉 美記

